

社会保障審議会児童部会

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」第 6 回までの検討内容と新潟市の現状と方向性について

平成 24 年 8 月の子ども・子育て関連 3 法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた。このため、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、基準の内容等が検討されている。平成 25 年 1 月 1 日 1 日に開催された第 6 回までの概要は以下のとおりである。

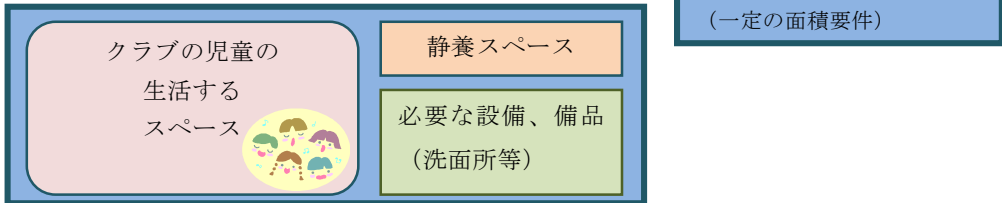
【基準の区分の詳細】「地方分権改革推進計画について」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）において以下の通り定義された。

「従うべき基準」条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

「参酌すべき基準」地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

項目	国の専門委員会検討内容		新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)
	ー議論を踏まえた方向性ー (ゴシック体は第 6 回 11/11 の検討内容)			
(1) 基準の範囲・方向性について	<p>○放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきた経緯がある中でも、基本的には小学校の放課後に留守家庭の子どもたちの活動の拠点として過ごす生活の場としての機能を重視し、運営されている実態が少なからず見受けられるところ。</p> <p>○放課後児童クラブは、児童福祉法に定めるとおり「…授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことを目的とする事業であることから、保護者が児童を安心して預けることができるように環境を整備し、安全面に配慮し、児童の発達段階に応じた自主的な生活や遊びの支援を行うものと考えることが適当である。</p> <p>○放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、上記を踏まえ、現行のガイドラインの内容を基本として、新制度の施行までに整理し、ガイドライン等で明確化することが適当である。 ⇒このとおり了承された。</p>		<p>○公設クラブ (ひまわりクラブ) 新潟市ひまわりクラブ条例 (平成 5 年条例第 2 3 号) 新潟市ひまわりクラブ条例施行規則 (平成 5 年規則第 4 5 号) 放課後児童クラブガイドライン (平成 1 9 年厚生労働省) に定められる基準に従い実施。</p> <p>○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように指導。</p>	<p>○公設クラブ (ひまわりクラブ) 国が示す基準を踏まえ、新条例等を制定。 新条例や国が新たに示すガイドライン等に定められる基準に従い実施。</p> <p>○民設クラブ 新条例や国が新たに示すガイドライン等の内容を踏まえ、委託契約内容や補助金交付要綱等の見直し。</p>
(2) 具体的な基準の内容について	① 従うべき基準	<p>○職員の資格については、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。</p> <p>○また、全員には資格を求めないこととする。</p> <p>○有資格者とするための研修等については、原則として都道府県が行うこととする (都道府県から委託を受けた社会福祉法人等が実施することも可)。</p> <p>○有資格者以外の者が着任時に受ける研修については、法令上の基準とはせず、ガイドライン等で研修の受講を推奨する。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備すべきとの意見があったことから、今後、現任研修についても、体制を整備していく必要がある。</p> <p>○上記の研修については、実施体制も含め、検討が必要である。</p> <p>○さらに、現に業務に従事する者については、子ども・子育て新制度の施行後、直ちに業務に従事できないことにならないよう、経過措置を設ける。</p> <p>※ 全員に資格を求めないとしても、資格要件として研修の受講を義務付けた場合、研修を受講するまでは、全ての者が「無資格者」となることから、経過措置を設けないと、そのクラブは基準違反となる。</p> <p>＜論点 1：資格について＞ 案 1 が採用された。ただし、実際に実施するには技術的に検討する課題 (カリキュラムを含めた実施体制など) が残る。 <u> (案 1) 省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者であって、研修を受講した者」とする。 → 全ての者に対し同じ研修を義務付けるかは別途検討が必要。</u> (案 2) 省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者」とし、ガイドライン等で研修の受講を推奨する。</p>	<p>○公設クラブ (ひまわりクラブ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規指導員 教諭 (幼稚園、小・中学校、高校)、保育士、社会福祉士、児童厚生員のいずれかの免許・資格を有するもの (ただし、児童厚生員資格のみの正規指導員は、現状として、「児童の遊びを指導する者」の 4 号要件 (高卒等の者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したものに該当している。) ・臨時指導員 資格要件なし ・研修について 社協独自の研修受講の他、県主催の研修などに積極的に参加。 <p>○民設クラブ 資格についてはガイドラインに従うよう指導。 県主催の研修などはその都度市から各クラブへ案内。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。 </div>	<p>■高学年や障がい児の受入れには、きめ細やかな気配りのできる指導員が必要。</p> <p>認定児童厚生員資格制度は、財団法人児童健全育成推進財団が独自に位置づけている制度であるため、「児童の遊びを指導する者」の資格には規定されていない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「児童の遊びを指導する者」 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・保育士 ・社会福祉士 ・高卒等の者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 (幼稚園、小学校、中学校、高校) ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の過程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めたる者等 </div>

項目		国の専門委員会検討内容		新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)																													
		ー議論を踏まえた方向性ー (ゴシック体は第6回 11/11 の検討内容)																																
(2) 具体的な基準の内容について ② 参酌すべき基準	① 従うべき基準	【職員の員数】	<p>○員数については、複数配置とする。 ○全員には資格を求めないこととするのが適当。(再掲)</p> <p><論点4：具体的員数について>案1と案2それぞれを支持する意見あり。職員の確保が難しいという現実も考慮し、常時複数配置が必要なのかそうでないのか、2人目の考え方を整理し直して、案1と案2の折衷案を考える。 (案1) 省令には最低人数のみを定める。 1クラスにつき有資格者を1名以上配置することとし、クラブ全体の員数はクラスの数に1を加えた数を下回ることはできないものとする。 (案2) 省令には最低人数のみを定める。 1クラスにつき職員を2名以上配置することとし、うち1名以上は有資格者とする。</p> <p><論点5：小規模クラブについて>案のとおり了承される。 (案) クラブ全体の職員の員数については、2人を下回ることはできないことを原則とし、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とする。ただし、有資格者については、この限りでないこととする。 <論点6：小規模クラブの児童数について>案のとおり了承される。 (案) 20人未満のクラブを小規模のクラブとして整理する。 ※社会福祉法では、常時保護を受ける者が20人に満たない放課後児童健全育成事業については、第2種社会福祉 事業には含まれないものと規定されている。</p>	<p>○公設クラブ (ひまわりクラブ) 各クラブに正規指導員 (有資格) を2名配置。 児童数に応じて臨時指導員を加配。 45人以上 臨時指導員を1人加配。 65人以上 臨時指導員を2人加配。 (以降、同様に児童20人単位で臨時指導員を1人加配) 障がい児受入れに際して、必要に応じて加配。</p> <p>○民設クラブ (全22クラブ) 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように指導。 児童数20人以上のクラブ (14クラブ) は、第2種社会福祉事業として届け出が必要となり、社会福祉法に基づき、市が調査や経営の制限、停止を命ずることができる。</p>	<p>○職員の員数 新潟市の現状と国の基準 (案)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現基準</th> <th>児童数</th> <th>国基準 (案1)</th> <th>国基準 (案2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人 うち 有資格2</td> <td>～ 40人</td> <td>2人 1クラス 有資格1</td> <td>2人 1クラス 有資格1</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>41人 ～</td> <td>3人 2クラス 有資格2</td> <td>4人 2クラス 有資格2</td> </tr> <tr> <td>3人 うち 有資格2</td> <td>45人 ～</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>4人 うち 有資格2</td> <td>65人 ～</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>81人 ～</td> <td>4人 3クラス 有資格3</td> <td>6人 3クラス 有資格3</td> </tr> <tr> <td>5人 うち 有資格2</td> <td>85人 ～</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>障がい児対応については必要に応じて別途加配。</p>		現基準	児童数	国基準 (案1)	国基準 (案2)	2人 うち 有資格2	～ 40人	2人 1クラス 有資格1	2人 1クラス 有資格1	〃	41人 ～	3人 2クラス 有資格2	4人 2クラス 有資格2	3人 うち 有資格2	45人 ～	〃	〃	4人 うち 有資格2	65人 ～	〃	〃	〃	81人 ～	4人 3クラス 有資格3	6人 3クラス 有資格3	5人 うち 有資格2	85人 ～	〃	〃
	現基準	児童数	国基準 (案1)	国基準 (案2)																														
2人 うち 有資格2	～ 40人	2人 1クラス 有資格1	2人 1クラス 有資格1																															
〃	41人 ～	3人 2クラス 有資格2	4人 2クラス 有資格2																															
3人 うち 有資格2	45人 ～	〃	〃																															
4人 うち 有資格2	65人 ～	〃	〃																															
〃	81人 ～	4人 3クラス 有資格3	6人 3クラス 有資格3																															
5人 うち 有資格2	85人 ～	〃	〃																															
【児童の規模】	<p>○1つのクラブの中で、児童を複数の集団 (クラス) に分けて対応する。 ○児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。</p> <p>[クラス分けのイメージ]</p>  <p>※同じ部屋でも、複数の児童の集団 (クラス) に分けることが可能。 ※2つの部屋で実施していても、1つの「クラブ」とする。 ※部屋が隣同士となっていないこともある。</p> <p><論点2：クラス数について> 「大規模クラブの解消」と「クラス分け」の概念について整理が必要。そもそも必要なかも含めて再検討。 (案) 1クラブ当たりの児童の集団の数 (クラス数) については、特段、上限を設けないこととする。</p> <p><論点3：児童数について> 下記案を概ね了承。児童数「40人」を維持するというのは大事だが、余裕があれば待機児童を受け入れられるようなくみが必要。 (案) 毎日利用する児童 (継続して利用する前提で申込みをした児童) の人数に、一時的に利用する児童 (塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日をスポット利用する児童) の平均利用人数を加えた数で捉える。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね40人程度まで ・最大70人まで </div> <p>○放課後児童クラブ登録児童数別施設数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>40人 まで</th> <th>41人 以上</th> <th>71人 以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>25</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>民 設</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>43</td> <td>52</td> <td>29</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(H25.5 現在)</p>		40人 まで	41人 以上	71人 以上	合計	ひまわり	29	48	25	102	民 設	14	4	4	22	合 計	43	52	29	124	<p>・「規模はおおむね40人までとすること」を参酌し、具体的人数をどのように定めるか。 ・1つのクラブの中で複数の集団規模に分割することについて。(国の専門委員会での今後の整理を注視しながら検討する。)</p> <p>■「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含め、スペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない。 ■子どもと指導員が信頼関係を構築できる、また安全を確保するため、単一的な人数や面積だけではない基準も必要。</p>											
	40人 まで	41人 以上	71人 以上	合計																														
ひまわり	29	48	25	102																														
民 設	14	4	4	22																														
合 計	43	52	29	124																														

項目		国の専門委員会検討内容		新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)																
		－議論を踏まえた方向性－ (ゴシック体は第6回 11/11 の検討内容)																			
具体的な基準の内容について	② 参照すべき基準	【施設・設備】	<p>【専用室・専用スペース】</p> <p>○専用室・専用スペースを設けることとする。</p> <p>○放課後児童クラブは、この専用室・専用スペースを活動の拠点とし、その他の地域の様々な活動場所（例えば、学校施設や公園など）を活用しつつ、児童の健全な育成を図ることが望ましいと考えられる。</p> <p>○専用室・専用スペースについては、生活の場としての機能が十分確保される場所であって、クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースととらえる。</p> <p>○ただし、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、留守家庭児童とそれ以外の子どもとが同じ部屋で過ごすケースも想定される。</p> <p>○こうした場合であっても、クラブが生活の場であるということに鑑みると、最低限、生活するスペースは専用とすることを基本とする。ただし、各クラブの実情に応じ、児童の健全な育成を図る上で支障を及ぼさない場合には、専用でなくてもよいこととする。</p> <p>○専用室・専用スペースの面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とする。</p> <p>【専用室または専用スペースのイメージ】</p> <p>地域の活動場所（学校施設、公園等）</p>  <p>クラブの児童の生活するスペース</p> <p>静養スペース</p> <p>必要な設備、備品 (洗面所等)</p> <p>専用室または専用スペース (一定の面積要件)</p> <p>【その他】</p> <p>○専用室・専用スペースの考え方を整理した上で、静養スペースを設けることとする。</p> <p>○このほかの施設・設備については、それぞれのクラブの実情に応じ、必要な設備を確保する必要がある。</p> <p><論点7：面積は登録児童数と利用児童数どちらで考えるか>案のとおり了承される。 (案) 面積要件は、その時々々の児童の安全性等を確保することが重要と考えられるため、論点3の考えを基本としてはどうか。</p>	<p>「H19 放課後児童クラブガイドライン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用スペースの確保 ・1人あたり1.65㎡以上 ・静養スペースの確保 <p>○放課後児童クラブ1人あたり面積別施設数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1.65㎡より小さい</th> <th>1.65㎡以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり</td> <td>7</td> <td>95</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>民設</td> <td>4</td> <td>18</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11</td> <td>113</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H25.5現在)</p>		1.65㎡より小さい	1.65㎡以上	合計	ひまわり	7	95	102	民設	4	18	22	合計	11	113	124	<p>専用室・専用スペースについてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「学習する所」「身体を休める所」「運動をする所」を含め、スペースをきちんと定めないと、子どもたちが健全に過ごすことはできない。(再掲) ■子どもと指導員が信頼関係を構築できる、また安全を確保するため、単一的な人数や面積だけではない基準も必要。(再掲) <p>制度改正による「新潟市施設整備方針」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.小学校空き教室の利用（ひまわりとして整備） 2.小学校敷地内に整備 3.放課後、児童下校後の特別教室などの暫定利用 4.小学校の近隣公共施設内あるいは民有地に整備 <p>※1.2.4は従来の整備手法</p>
			1.65㎡より小さい	1.65㎡以上	合計																
ひまわり	7	95	102																		
民設	4	18	22																		
合計	11	113	124																		
【開所日数】	<p><論点8：開所日数について>案のとおり了承される。 (案) 開所日数は、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。</p> <p>※国庫補助基準では、年間250日以上開所することとしているが、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日以上開設する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも対象としている。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 開所日数294日（平成25年度予定）</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） 地域の実情に応じて開所日数を決定 土曜閉所（開所日数250日未満）：4クラブ</p>	<p>ニーズ調査の結果（次回の部会で報告）を受け検討する事項。</p>																		

項目		国の専門委員会検討内容		新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)
		ー議論を踏まえた方向性ー (ゴシック体は第6回 11/11 の検討内容)			
(2)	② 参 酌 す べ き 基 準 具 体 的 な 基 準 の 内 容 に つ い て	【開所時間】	<p><論点9：開所時間について>案のとおり了承される。 (案) 開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。 ※国庫補助基準では、平日は1日原則3時間以上、休日は子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所することとしている。</p>	<p>○公設クラブ (ひまわりクラブ) 平常授業期間 放課後～午後6時30分 土曜・臨時休校・長期休業期間 午前8時～午後6時30分 ○民設クラブ (全22クラブ) 地域の実情に応じて利用時間を決定 ・ひまわりクラブより短い開所 午後6時まで：8クラブ ・ひまわりクラブより長い開所 (休業日) 午前7時30分から：4クラブ 午後7時まで：8クラブ</p>	<p>ニーズ調査の結果 (次回の部会で報告) を受け検討する事項。 児童の健全育成と仕事と子育てを両立する保護者の支援のバランスを考え、安易な時間延長にならないよう、慎重に検討しなければならない。 (第1回部会委員意見より。)</p> <p>■保育園並みの開設時間が保護者の希望 【保育園並みにした場合の開設時間の例】 平常授業期間 放課後～午後7時 土曜・休校・長期休業期間 午前7時30分～午後7時 ■子どもの健全育成とのバランスも大切。</p>
		【その他の基準】	<p>◎他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考に検討。 1 非常災害対策 ○児童の安全を確保するとの観点に立ち、放課後児童クラブが様々な場所で実施されている実態を踏まえた検討が必要。 ○放課後児童クラブが小学生を対象とする事業であることに鑑み、非常災害に必要な設備について児童厚生施設等と同様の基準を設けることが考えられる。 2 運営規定 ○放課後児童クラブの適正な運営を確保するため、重要事項について、運営規程を定めることとする。 ○定めるべき項目については、他の事業等を参考にしつつ、重要事項について整理することとする。 3 保護者、小学校等との連携等 ○保護者が安心して子育てと就労を両立できるようにするため、クラブの利用時の児童の様子を保護者に伝えるなど、保護者との連携を図ることが大変重要であることから、保護者との連携について記載する。 ○また、放課後児童クラブの運営に当たっては、小学校等の関係機関との連携を深めることが重要であることから、小学校等との連携等についても記載する。</p> <p><論点10：安全管理の基準について>案のとおり了承される。 (案) ○安全管理として考えられるものとしては、例えば、事故やケガの防止と対応、衛生管理、防災・防犯対策、非常災害対策等が考えられる。 ○このうち、衛生管理や非常災害対策については、児童福祉施設の設備及び運営の基準等を参考に記載することが考えられる。 ○このほかの基準として、事故が発生した場合の保護者・市町村への速やかな報告をするとともに、事故の状況や処置について記録させ、再発防止に努めるという観点から、事故が発生した場合の対応 (報告、記録、賠償等) についても省令上に規定することが考えられるのではないかと。 ○なお、防災・防犯対策や事故・ケガの防止等についての具体的な方法としては、現行のガイドラインの記載を参考に、引き続きガイドライン等で示していくことが考えられるのではないかと。</p>	<p>1 非常災害対策 ○公設クラブ (ひまわりクラブ) 指定管理者業務仕様書にて規定。「新潟市ひまわりクラブの危機管理」 (※資料3) に準じて対応。 ○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように指導。 児童数20人以上の場合には、第2種社会福祉事業として届け出が必要となり、社会福祉法に基づき、市が調査や経営の制限、停止を命ずることができる。(再掲) 2 運営規定 ○公設クラブ (ひまわりクラブ) 指定管理者業務仕様書や協定書にて規定。 ○民設クラブ 事業実施要綱・補助金交付要綱・委託契約書等にて規定。 3 保護者、小学校等との連携等 ○公設クラブ (ひまわりクラブ) 新潟市ひまわりクラブ指導員行動規範 (※資料3) に記載。 学校や地域との連携については仕様書に記載し、指定管理者を評価する際の評価項目の1つとなっている。 ○民設クラブ 委託契約書や補助金交付要綱等によりひまわりクラブと同等の内容を実施するように指導。</p>	<p>その他、基準として定めるべき基準について。</p> <p>1 非常災害対策 2 運営規定 3 保護者、小学校等との連携等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) ◎新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年条例第77号) ※資料4参照</p> </div>

項目		国の専門委員会検討内容		新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)																				
		ー議論を踏まえた方向性ー																							
(2)	③ 地方自治体で定める基準	【利用料金 減免制度】	<p>事業に対する国の助成【育成事業費（特別会計）から事業実施市町村への補助】</p> <p>○運営費（放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱）</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね 1/2 を保護者負担で賄うことを想定。 残りの 1/2 を公費負担とし、1/3 を国が補助。 保護者負担額は、月額 4,000 円～8,000 円の間の設定割合が高い。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担（月額）</th> <th>割合（2011 年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000 円未満</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>2,000 円～4,000 円未満</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>4,000 円～6,000 円未満</td> <td>28.3%</td> </tr> <tr> <td>6,000 円～8,000 円未満</td> <td>24.6%</td> </tr> <tr> <td>8,000 円～10,000 円未満</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>10,000 円～12,000 円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>12,000 円～14,000 円未満</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>14,000 円～16,000 円未満</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>16,000 円以上</td> <td>2.7%</td> </tr> </tbody> </table>	利用者負担（月額）	割合（2011 年）	2,000 円未満	3.9%	2,000 円～4,000 円未満	14.3%	4,000 円～6,000 円未満	28.3%	6,000 円～8,000 円未満	24.6%	8,000 円～10,000 円未満	12.1%	10,000 円～12,000 円未満	7.2%	12,000 円～14,000 円未満	4.2%	14,000 円～16,000 円未満	2.7%	16,000 円以上	2.7%	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ）</p> <p>月額 6,900 円</p> <p>【減免制度】</p> <p>生活保護世帯 全額免除</p> <p>市民税非課税世帯 2/3 免除</p> <p>市民税所得割 1 万円未満世帯 1/2 免除</p> <p>2 万 5 千円未満世帯 1/3 免除</p> <p>○民設クラブ（全 22 クラブ）</p> <p>ひまわりを基本としながら、個々のクラブの実情に応じて利用料金を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひまわりクラブと同じ利用料金：17 クラブ ひまわりより高い利用料金：5 クラブ 減免制度なし：6 クラブ（委託 5・補助 1） 	<ul style="list-style-type: none"> ■開設時間を延した分は延長料金を設定。 ■必要な子どもが利用できるよう減免は必要。 ■保育園に近い応能負担にするため細分化が必要。 ■前提として、民設が健全かつ安定的な運営や経営ができる仕組みがあれば、サービス内容の差で利用料金に差があってもいいが、減免は公設・民設の統一が必要。
		利用者負担（月額）	割合（2011 年）																						
2,000 円未満	3.9%																								
2,000 円～4,000 円未満	14.3%																								
4,000 円～6,000 円未満	28.3%																								
6,000 円～8,000 円未満	24.6%																								
8,000 円～10,000 円未満	12.1%																								
10,000 円～12,000 円未満	7.2%																								
12,000 円～14,000 円未満	4.2%																								
14,000 円～16,000 円未満	2.7%																								
16,000 円以上	2.7%																								
(3)	④ その他	【指導員待遇】	<p>【運営費の負担の考え方】</p> <p>※国の 1/6 は 事業主拠出金財源</p> <table border="1"> <tr> <td>保護者 1/2</td> <td>国 1/6</td> <td rowspan="3">政令市負担</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県 1/6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村 1/6</td> </tr> </table>	保護者 1/2	国 1/6	政令市負担		都道府県 1/6		市町村 1/6	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ）</p> <p>正規指導員（有資格者）</p> <p>月給 126,200 円（月額）</p> <p>臨時指導員</p> <p>月～金曜日 760 円</p> <p>土曜日 1,020 円</p> <p>○民設クラブ</p> <p>各クラブによって異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■指導員の待遇改善が必要（指導員不足対策）。 ■事業者が安定的な運営や経営ができる仕組みが必要。 													
		保護者 1/2	国 1/6	政令市負担																					
	都道府県 1/6																								
	市町村 1/6																								
		【利用手続】	<p>◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。</p> <p>○従来どおり、地域が地域の実情に応じて利用申込・利用決定の方法を定めることとするのが適当である。</p> <p>○今般の児童福祉法の改正により、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、これまで以上に情報の集約が求められることとなったことを踏まえ、各クラブの協力を得て、クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である。</p> <p>【あっせん、調整等の実施について（抜粋）】</p> <p>○今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブに関し必要な情報の収集を行うこととされたことを踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが適当と考えられる。</p> <p>【優先利用について（抜粋）】</p> <p>○市町村はクラブの提供体制を整備する必要があるものの、体制が追いつかない場合には、優先順位を付けて対応することも許容すべき。</p> <p>○優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」やガイドラインの記載を参考とし、例えば以下の事項等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の児童 生活保護世帯の児童 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い家庭の児童 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童 障がい有する児童 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など <p>○優先利用については、省令事項ではないが、ガイドライン等で考え方を示す等の対応が必要である。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ）</p> <p>条例施行規則にて、利用申込は指定管理者に行い、指定管理者が入会許可書の交付をするように規定。</p> <p>ただし、特別事由入会は、市が審査、許可証の交付を行う（仕様書に規定）。</p> <p>【特別事由と認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に障がいがある ・児童が特別支援学級に在籍している ・児童虐待の傾向がある（児童相談所などのかかわりがある） ・児童に大人の対応が必要なアレルギー、発作がある ・学校から自宅までの距離が、おおむね 4 キロメートル以上ある <p>○民設クラブ</p> <p>入会に関することはすべて民設クラブで行う。</p> <p>現状では待機児童なし。公設と民設が存在する学校区においては、保護者がクラブを選択できる。</p> <p>公設は他の学校区のクラブは選択できない。</p>	<p>今後待機児童が出た場合の対応について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先利用について。 ・他学区のクラブのあっせんについて。 																				

項目		国の専門委員会検討内容	新潟市の現状	新潟市の今後の方向性 (■はあり方懇談会の意見)	
		－議論を踏まえた方向性－			
(3) その他	④ その他	【高学年受入に際しての配慮】	<p>○法改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、あくまで「対象範囲」を示すものであり、<u>個々のクラブにおいて、必ずしも6年生まで受け入れなければならないとはいえない。</u></p> <p>※ 児童福祉法上、保育所の対象は「保育に欠ける乳児又は幼児」であるが、施設によっては一部の乳幼児のみを受け入れる施設も存在しているところ。</p> <p>○ただし、子ども・子育て支援法では、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、放課後児童クラブを実施することとされており、市町村は、利用ニーズを把握した上で、提供体制の整備を行う必要がある。</p> <p>※ 児童が放課後を過ごす場としては、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることや、これらの事業等と連携した取組が必要であることに留意が必要。</p>	<p>○公設クラブ（ひまわりクラブ） 条例にて対象児童を昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生と規定。 特別事由と認められる場合は、6年生まで受入れ。 77人/5,902人 1.3% (H25.5現在) 平成25年度は3クラブ（万代長嶺・木戸・横越）にて高学年受入れモデル事業を開始。 27人/229人 11.8% (H25.5現在)</p> <p>○民設クラブ（全22クラブ） 6年生まで受入れ：5クラブ 205人/608人 33.7% (H25.5現在)</p>	<p>■小学校6年生までの受入れ（障がい児を含む）。</p> <p>幼稚園内や保育園内で実施する民設の放課後児童クラブにおいて、高学年までの受入れをどのように考えるか。</p>
		【放課後子ども教室との連携】 【児童館における実施】	<p>○放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、留守家庭児童とそれ以外の子どもが同じ部屋で過ごすケースも想定される。（再掲載）</p> <p>○こうした場合であっても、クラブが生活の場であるということに鑑みると、最低限、生活するスペースは専用とすることを基本とする。ただし、各クラブの実情に応じ、児童の健全な育成を図る上で支障を及ぼさない場合には、専用でなくてもよいこととする。（再掲）</p> <p>○ 放課後子ども教室や児童館と連携・一体的に実施している場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、クラブが留守家庭児童の生活の場であることに鑑み、運用上の配慮が必要である。</p>	<p>ふれあいスクール開設校において、各校の実情に合わせた連携を実施（H25年度 全113校中62校開設）。</p> <p>児童館内放課後児童クラブ：3クラブ ・亀田東ひまわり 第1（亀田東児童館内） ・白根ひまわり 第1（白根児童センター内） ・青山児童クラブ（有明児童センター内）</p>	<p>■具体的な連携の指針を示し、放課後児童クラブの指導員とふれあいスクールの運営主任の共通理解を図ることが必要。</p> <p>※資料2参照</p>
		【放課後児童健全育成事業として行わない「学童保育」について】	<p>○児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合は、児童福祉法に基づく事前の届出を行い、事業を実施することとなる。</p> <p>○児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として行わない「学童保育」については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能である。</p> <p>○ただし、クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か「学童保育」か適切に判断し、また、適切に選択することができるようにすることは重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等、運用上工夫する必要がある。</p>	<p>・東区 スイミングクラブ経営 株式会社 ・北区 保育園運営 社会福祉法人</p>	<p>どのように関与していくのか。</p>